

第 497 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）9:30～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多用のところ、また残暑厳しい中、第 497 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、公益委員の栗山会長が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、本会は公開審議としており、本日 3 名の方が傍聴されています。 それでは、議事に入る前に、地域別最低賃金の全国の改定状況について説明します。資料№10、20 ページになります。令和 8 年 8 月 20 日、15 時までに把握した状況을載せております。 それでは、ここからは宮坂会長代理に進行をお願いいたします。
宮坂 会長代理	これより第 497 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 それでは議事に入ります。議題 1「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。異議の申出状況につきまして、事務局から報告をお願いします。
森本 室長補佐	8 月 5 日の審議会において、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示をいたしましたところ、岐阜県労働組合総連合、生協労連コープぎふ労働組合の 2 団体から、それぞれ異議申出書が提出されました。 資料№ 1、1 ページの岐阜県労働組合総連合の異議申

	出書から読み上げます。 （異議申出書を朗読） 続いて、資料№2（4ページ）生協労連コープぎふ労働組合からの異議申出書を読み上げます。 （異議申出書を朗読）
宮坂 会長代理	ただいまの事務局からの説明のとおり、8月5日付けの当審議会における答申について異議申出がありましたので、その対応について諮問を受けることとします。
【宮坂会長代理、原田局長、会場中央へ移動】	
原田局長	（諮問文を朗読し、宮坂会長代理に諮問文を手渡す） よろしくお願いします。
【宮坂会長代理、原田局長、席へ戻る】	
【諮問文の写しを配布】	
宮坂 会長代理	それでは、今回の異議申出について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。 まず、労働者側からお願いします。
栗本委員	異議申出書ありがとうございます。 今回の改正額につきましては、当審議会の中で真摯に議論した結果ということでございますので、この異議申出書につきましては、意見として受け止めたいと思います。以上です。
宮坂 会長代理	次に、使用者側委員の御意見を伺います。
澤村委員	異議申出書の内容につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。 しかし、審議会においては、真摯に議論を尽くして検討をさせていただいた結果でありますので、再審議の必要はないと考えております。 以上です。

宮坂 会長代理	ただいま、労使双方から御意見をお伺いしましたが、先の答申を変更すべきとの意見はございませんでした。 したがって、「8月5日付け答申のとおり。」ということで、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
宮坂 会長代理	異議が無いということですので、「8月5日付け答申のとおり。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。
【答申案を配布】	
宮坂 会長代理	答申案を読み上げてください。
森本 室長補佐	(答申案を朗読)
宮坂 会長代理	ただいま読み上げられた案のとおり答申するという ことで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
宮坂 会長代理	異議が無いということですので、答申案のとおり決定 いたします。 事務局で答申文を用意してください。
【宮坂会長代理、原田局長、会場中央へ移動】	
宮坂 会長代理	では、答申します。 (原田局長に答申文を手渡す)
【宮坂会長代理、原田局長、席へ戻る】	
原田局長	ただいま、答申をいただきました。ありがとうございます。 直ちに改正決定の手続きに入り、周知徹底と履行確保 に万全を期したいと考えております。

	お忙しい中、御審議いただきましてありがとうございました。
宮坂 会長代理	それでは、議事を続けます。 議題2「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）」についてです。 事務局から説明をお願いします。
中家室長	8月5日に開催されました第496回岐阜県最低賃金審議会において、最低賃金額の改正に伴い、中小企業・小規模事業者の賃金引上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望を審議会として提言していくべきとの意見があり、最低賃金法第21条の規定に基づき、岐阜地方最低賃金審議会から岐阜労働局長への「建議」を行う方向で進めるとの決議がなされましたので、事務局で素案を作成し本審議会前に各側委員の皆様事前に説明をさせていただいた上で提案した次第です。 資料№3、6ページをご覧ください。 「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）」を御覧ください。 この要望事項の10項目につきましては、本審議会の資料としては付けておりませんが、中央最低賃金審議会における本年7月28日付けの「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記4から記13までの10項目の要望と同一としています。 それでは、読み上げます。 （朗読）
宮坂 会長代理	それでは、ただいま読み上げられた「建議（案）」に関して、御意見をお伺いします。 まず、労働者側委員から御意見をお願いします。
栗山委員	特にございません。

宮坂 会長代理	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	昨年、一昨年に続きまして、こうした形で取りまとめをいただいたことに感謝申し上げます。 どうぞよろしくお願いいたします。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 労使双方から中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた政府への要望を岐阜労働局長へ建議することに賛成いただいたところですが、公益側としても意見を述べさせていただきます。 今年も、本審はじめ専門部会の場で、両委員の皆様に積極的、建設的な御意見をいただき御審議していただきまして、結論を出すことが出来たわけですが、その中で使用者の委員の皆様からは支援策の充実の必要性というところで、大変強い要望がされたことについては理解をしているところでございます。 また、労働者側の委員の皆様からも、このような支援策の必要性につきましてご意見があったことも理解しているところでございます。こうした御意見を踏まえまして、公益の立場としましても、今回の建議につきましては、是非、積極的に進めさせていただきたいと思っております。 それでは、公労使三者の合意が得られましたので、建議書（案）により、建議を行うことについて、決定してよろしいでしょうか。
各側委員	異議なし
宮坂 会長代理	では、案文のとおり建議することといたします。 事務局で建議文を用意してください。
【宮坂会長代理、原田局長、会場中央へ移動】	

宮坂 会長代理	建議いたします。(局長に建議文を手渡す)
【宮坂会長代理、原田局長、席に戻る】	
原田局長	はい。ただいま「建議」をいただきました。 公労使委員皆様方、審議会の総意として受け止めさせていただき、要望事項につきましては、政府に伝えてまいります。
宮坂 会長代理	よろしくお願い申し上げます。 それでは、次の議題に移ります。 議題3「特定最低賃金に係る意見陳述について」 です。 事務局から説明してください。
森本 室長補佐	7月15日付けで、労使双方から御推薦いただきました3業種の関係団体等に対し、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の提出を依頼いたしました。 電機、自動車、航空機の労使双方の関係団体から意見書の提出がありました。 資料4から資料9までになります。順に意見書を抜粋して読み上げます。 資料№4、9ページ、電機、労働者側意見、マクセルフロンティア労働組合。 (抜粋して読上げ) 次に、資料№5、10ページ、電機、使用者側意見、メルコエアテクノロジー株式会社。 (抜粋して読上げ) 次に、資料№6、11ページ、自動車、労働者側意見、カヤバ労働組合。 (抜粋して読上げ) 次に、資料№7、12ページ、自動車、使用者側意見、岐阜車体工業株式会社。 (抜粋して読上げ)

	次に、資料№ 8、13 ページ、航空機、労働者側意見、ケージーエム労働組合。 (抜粋して読上げ) 次に資料№ 9、15 ページ、航空機、使用者側、川崎岐阜協同組合。 (抜粋して読上げ) 以上です。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 ここからは、関係参考人による意見陳述をお願いしたいと思います。 事務局から説明をお願いいたします。
加賀指導官	御説明いたします。 意見陳述を希望された業種は、電気機械器具・電子機器関係の一業種のみとなります。 労働者側委員からご推薦がありました、三菱電機労働組合中津川支部、支部執行委員長、仲野利明様。 使用者側委員からご推薦がありました、メルコエアテクノロジー株式会社、取締役製造部部長、南角昌克様。 にお越しいただいております。 それでは、労働者側、使用者側の順でお願いしたいと思います。
宮坂 会長代理	事務局は、準備をお願いします。
【参考人陳述席の設置】	
宮坂 会長代理	事務局は、労働者側参考人の御案内をお願いいたします。
【労働者側参考人を陳述席へ案内】	
宮坂 会長代理	それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから、10 分以内で御意見を述べてください。 よろしくお願いいたします。

仲野参考人	仲野利明です。連合岐阜の執行委員で、組合は三菱電機労働組合中津川支部になります。 それでは、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する意見について意見を述べさせていただきます。 まず一項目目として、本年の春季賃金の引上げ状況についてお話しします。電機産業は高品質なものづくり技術や情報通信技術を強みにデジタル化や脱炭酸化の推進、DX・AIの活用などを通じ、我が国の成長を支える重要な基幹産業です。電機連合は積極的な人への投資による実質賃金の向上を基本方針に交渉を進め、その結果、電機連合直下組合では390組合中、234組合が1万2千円以上の改善を図ることが出来ました。なお、92組合は1万8千円以上を確保しており、多くの加盟組合で昨年を上回る水準改善を図ることが出来ました。また、産業別最低賃金については、2026年度は21万3千円、前年比プラス1万3千円、時間額換算でプラス101円の改善となりました。 続きまして、二項として、先ほどの最低賃金の改正決定の必要性について述べさせていただきます。岐阜県の電機産業が持続的に発展するためには、働く人が安心して働ける環境を整え、優秀な人材を継続的に確保することが不可欠です。電機連合のアンケートでは、収入が増えたものの生活は依然として苦しいとの声が多く、物価上昇を踏まえれば引き続き賃金水準の改善が必要です。特定最低賃金は未組織労働者を含めた賃金の底支えだけではなく、公正な競争環境の確保、人材確保、雇用の安定、さらには電機産業の維持発展に寄与する重要な制度です。岐阜県でも人材確保は大きな課題であり、若年層や専門人材の確保は年々厳しさを増しています。特に岐阜県では愛知県への流出もあり、新卒の岐阜県内企業
-------	--

	への就職定着、Uターン・Iターンの拡大の対応が必要と考えます。就職先の選択の際には賃金は重要な判断材料であり、電機産業の魅力向上を図る上でも特定最低賃金の役割は大きいと考えます。そのような状況において、岐阜県の電機産業の特定最低賃金は県内他産業や近隣県と比べても十分な水準とはいえません。地域のものづくり産業を維持発展させるためにも計画的な引上げが必要です。特定最低賃金は一時的な景気変動ではなく、産業の持続的発展を支える制度です。価格転嫁の推進や産業の魅力発信、人材育成などについても労使行政が継続的に議論し、岐阜県全体のものづくり産業の発展につなげることを期待します。 以上のことから、本改正決定の必要性を認めていただくと共に電機産業の持続的な発展に向けた建設的な議論が継続されるよう、賢明な御判断をお願い申し上げます。 以上です。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 ただいまの御意見につきまして、委員の皆様から、御質問などがございましたらお願いいたします。
各側委員	(質問等なし)
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 事務局はご案内をお願いいたします。
【労働者側参考人の退場を案内】	
宮坂 会長代理	次に使用者側の御案内をお願いいたします。
【使用者側参考人を陳述席へ案内】	
宮坂 会長代理	それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから、10分以内で御意見を述べてください。

	よろしくお願いいたします。
南角参考人	メルコエアテクノロジー株式会社、取締役の南角昌克と申します。 私の方からは、まず社会情勢と経営状況。続きまして特定最低賃金の必要性について報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 まず、社会情勢でございますけれども、御存じの様に、これまでウクライナ情勢、トランプ関税等々受けながら、各購入品の価格向上などでの経営ひっ迫が発生しております。それに加えて 2026 年 2 月末から始まった中東情勢におきまして、ホルムズ海峡の封鎖が行われ原油の輸入が不安定になり、さらに円安になっている状況でございます。この影響は 4 月頃から徐々に表れ始めており、材料費、エネルギー費、物流費の上昇が中小企業の経営を大きく圧迫している状態にあります。特に当社のような製造業におきましては、原油やナフサ由来の材料を多く使っております。例えば塗料、シンナー、テープ、ポリシートなどの梱包材料、あとは作動油、切削油、ゴム手袋、切削工具などになります。こうしたものは調達が非常に不安定になっている上に価格も上昇しており、価格の上昇が高いものでは以前の 2 倍になっているといった物もございます。そういった状況ではございますけれども、一方で、物価高と人手不足が続く中では、人材を確保するために賃上げも引き続き必要であると考えております。コストが増える一方で働いていただく方の生活を守ることも経営上とても重要な課題であると認識しております。 かたや、売り上げ面を見ますと、今年度初め頃、やはり中東情勢の影響で、供給不安というのが市場に行きわたり、物の確保という動きが少しございました。一時的に出荷が増えた状況ではありましたが、現在では

	例年以下の水準まで戻っている状態でございます。また、当社の出荷と関係の深い建築業界におきましても、資材の高騰や納期の不確定、引き続く人手不足という事により、建築工期の遅れや中止というのが発生している状況で、漸次の減少が厳しい状態になっているところでございます。それらの影響がございましたので経営上、先の見通しがなかなか立てにくくなっているのが実態でございます。 私どもとしても、こういった状況下にありますので、調達先の分散とか在庫管理の徹底、価格転嫁、代替品の検討などの出来る限り対策を進めているところではございますけれども、中小企業にとっては大企業のような十分な余裕もなく対応にも限界というところがあると考えているところでございます。 最後になりますが賃上げについてですけれども、これは否定するものではございません。このような景気状況を踏まえると。ただ、その程度というのはよく吟味する必要があると考えております。今年度岐阜県における地方最低賃金の目安が 56 円というところが示されたところでございますので、これ額は前年から約 5 %アップということになります。これだけの高水準の賃金アップ幅があるということから、電子部品・電気機械等における特定最低賃金の改正の必要性はないと考えているところでございます。 以上でございます。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 ただいまの御意見につきまして、委員の皆様から、御質問などがありましたら、お願いいたします。
各側委員	(質問等なし)
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 事務局はご案内をお願いいたします。

【使用者側参考人の退場を案内】	
宮坂 会長代理	それでは、これをもちまして、参考人意見陳述を終了いたします。 ただいまの意見陳述を受けて、改めて、御意見などございますでしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	それでは労働者側委員として電機の特定最低賃金について発言をさせていただきます。 私たち労働者側委員としまして必要性審議に先立ちまして、関係労使間で非公式ではありますが、電機の特定最低賃金について話し合う機会を設けまして、産業の賃金水準でありますとか、今後の特定最賃の在り方について意見交換を実施させていただきました。 もちろん事前の話し合いによりまして労使双方の考えが一致したということではありませんが、しかし、少なくとも特定最賃について労使が真摯に向き合い話し合いを行ったという事実は、特定最賃の必要性を考える上で重要なことと考えております。 特定最賃につきましては、地域別最低賃金とは異なり、産業の実情や労使のイニシアチブを踏まえて、その産業にふさわしい最低限の賃金水準を設定するものでございます。従いまして、単に必要性がないと結論付けるのではなく、今回の労使間の話し合いを踏まえ、電機産業における人材確保や産業の持続的な発展、賃金水準の確保という観点から、引き続き特定最賃の維持、改善をしていく必要があると考えます。 以上のことから、労働者側としましては、今年度の電機の特定最賃につきましては賢明な判断をお願いしたいと思います。 以上でございます。

宮坂 会長代理	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	電機につきまして、真摯に承りました。 本日の参考人陳述の御意見、また、その後の御意見、電機産業を取り巻く状況、そういったものを検討しまして、次回の審議会で回答をさせていただきます。 以上です。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 ほかに意見はございますか。はい、労側どうぞ。
村上委員	航空機について一言だけ述べさせていただきます。 航空産業の状況については、資料のとおりだろうと思っていますし、置かれている状況は労使共通の認識だろうと思っています。その上で、航空機産業が継続して発展していくための建設的な議論ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
亀井委員	先ほどの自動車の使用者側の意見につきまして前向きな御意見をいただき、ありがとうございました。 意見書にもありましたが、電動化やデジタル化の対応など、従来以上に高度な技能が求められていることに加えて、産業の持続的な発展のための人材の確保や定着も必要不可欠でございます。そのためには、岐阜県の製造業、さらには自動車産業の魅力を高める必要があり、特定最低賃金はその重要な役割を担っていると思っております。これまで長年築いてきた労使関係を継続しながら将来を見据えた前向きな議論をさせていただきたいと思っております。ぜひとも今年度も特定最低賃金の改定に向けた審議をよろしくお願いいたします。 以上でございます。
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 使用者側よろしいでしょうか。
使用者側 委員	(意見なし)

宮坂 会長代理	ありがとうございました。 次回の8月25日の本審で必要性についての御審議を行っていただき、答申までを考えております。それまでに、本日の関係団体から意見書、そして参考人の意見陳述を参考に御検討をよろしくお願いいたします。 また、次回の審議におきましては、それぞれ資料や産業界の実情などエビデンスに基づいて具体的にお示していただきながら御発言いただきますようよろしくお願いいたします。 それでは、次の議題に移ります。 議題4「その他」についてです。 事務局から何かございますでしょうか。
中家室長	はい。議題はございませんが、連絡事項をお伝えさせていただきます。 本日の異議申出にかかる答申を受けまして、今後の日程について説明いたします。 本日、「8月5日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、9月1日に官報公示、10月1日に改正発効ということで手続きを進めてまいります。 最後に報告です。 岐阜県最低賃金改正に係る答申書に添付する「公益委員見解」につきまして、会長の決裁をいただき、8月19日にホームページに掲載させていただいたことを御報告します。 以上です。
宮坂 会長代理	それでは、最後に各側委員の方から何かありますでしょうか。
各側委員	(意見なし)
宮坂 会長代理	ありがとうございました。 本日の審議会はこれをもって閉会といたします。

	次回の審議会は、8月25日(火)午前9時30分から、会場は変わりまして、ワークプラザ岐阜で開催を予定しています。本日はありがとうございました。
--	---